

大網白里市公民館等貸館基準

1. 営利関係（社会教育法第23条第1項第1号）

使用目的	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	
①商店会等が商品を直接販売する場合		○	営利を目的とした行為に該当
②商店会等が商品を直接販売しないが、展示・注文・実演等を行う場合		○	営利を目的とした行為を支援することに該当
③社内会議（販売会議）及びそれに類するものを行う場合		○	販売行為はないが、間接的に営利につながる行為に該当
④社員・店員研修を行う場合	○		但し社会人としての知識・教養の向上のための研修に限る
⑤社員等の福利厚生事業に使用する場合	○		但し福利厚生・健康増進につながるものに限る
⑥入社（採用）試験会場として使用する場合		○	直接的に営利につながらないが、会社の宣伝行為となるため
⑦会社説明会の会場として使用する場合		○	直接的に営利につながらないが、会社の宣伝行為となるため
⑧商店会等が地域振興につながる事業を行う場合	○		但し公益性があり地域振興に資する場合に限る
⑨商店会等が館内にポスター等を掲示する場合	○		但し公益性があり地域振興に資する場合に限る
⑩会社等が社会教育及び社会福祉に関する事業を行う場合	○		但し公益性があるものに限る
⑪塾等の経営者が日常の練習・活動場所として使用する場合		○	営利を目的とした行為に該当
⑫塾等の経営者が発表会・展示会に使用する場合		○	直接的に営利目的とはならないが、宣伝行為に該当
⑬塾等の経営者が技能検定試験及び昇段試験等の会場として使用する場合		○	営利を目的とした行為を支援することに該当
⑭即売会、バザー等の会場として使用する場合	○		但し社会教育・社会福祉団体等による公益活動に限る

2. 政治関係（社会教育法第23条第1項第2号）

使用目的	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	
①特定政党員のみでの研修・会議で使用する場合		○	社会教育法第23条第1項第2号に抵触するため
②特定政党の政策目的を実現するために統治機構の獲得維持を志向する集会等に使用する場合		○	社会教育法第23条第1項第2号に抵触するため
③住民組織が一般に呼びかけて行う政治学習会の会場として使用する場合	○		但し主催者、学習内容、対象者等を検討した上で使用の可否を決定する（選挙管理委員会への確認が必要）
④政党または議員が行う議会報告会で、国政、県政または市政の動向に関して広く一般住民を対象にして開催する場合	○		「目的外使用」として使用することが可能

3. 宗教関係（社会教育法第23条第2項）

使用目的	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	
①特定宗教を信仰する団体員を対象として宗教活動を行う場合		○	社会教育法第23条第2項に抵触するため
②宗教団体が一般住民に呼びかけ布教等の宗教活動を行う場合		○	社会教育法第23条第2項に抵触するため
③冠婚葬祭の会場として使用する場合		○	社会教育法第23条第2項には抵触しない場合もあるが、同法第20条に定める「公民館の目的」に該当しないと判断されるため

4. その他（社会教育団体・学習活動団体他）（社会教育法第20条・第22条）

使用目的	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	
①社会教育関係団体、社会福祉関係団体、官公署及びこれに類する団体等が、それぞれ本来の事業を行うために使用する場合	○		本来、社会教育や社会福祉に関する事業及び公共の福祉を目的とした事業を行う団体であるため
②上記①に掲げる団体以外の各種機関・団体（NPO法人など）が社会教育・社会福祉に関する事業を行うために使用する場合	○		但し公益性があるものに限る
③生活協同組合、農業協同組合、商工会、観光協会等が使用する場合	○		但し物品販売及びあつせん行為を行わないと認められる場合に限る
④市外団体の使用	○		公益性があるもの限り市外料金を適用して使用を許可する
⑤市外の社会教育団体等、官公署及びこれらに類する団体が、その本来の目的である事業を行う場合	○		本来、社会教育や社会福祉に関する事業及び公共の福祉を目的とした事業を行う団体であるため
⑥労働組合の学習・集会で使用する場合	○		但しスト権の認められている労働組合の学習や集会を除く
⑦個人での使用		○	原則として、個人で使用することはできません
⑧少人数での使用	○		原則5名以上とする 但し公益的な活動で館長が特に認めた場合は使用できる
⑨子供だけの使用	○		但し中学生未満については、成人の同伴者がいること
⑩地域における文化芸術の場としての使用	○		文化芸術の施策の推進に関する公益的な活動（団体・個人）で、館長が特に認めた場合に限る
⑪音の大きい楽器練習の会が練習会場として使用する場合	○		但し騒音等の問題があるので、周囲の事情を考慮して判断する

遵守事項

1. 許可なく看板類の設置、ビラ貼り及び配布等を行わないこと。
2. 許可された部屋及び時間を守ること。
※使用許可時間の前15分を準備に、後15分を後片付けに使用できます。
3. 使用時間を延長する場合は、必ず事前に館長（所長）の許可を得ること。
4. 施設・設備及び備品等を亡失若しくは棄損したときは、速やかに館長（所長）に届け出ること。
5. 許可された目的以外に施設を使用しないこと。
6. 他の利用者の妨げになる行為は行わないこと。
7. 施設職員の指示に従うこと。